

# 海田町木造住宅耐震診断補助事業補助金交付要綱

## 目次

- 第1章 趣旨（第1条）
- 第2章 木造住宅耐震診断費補助金（第2条～第15条）
- 第3章 雜則（第16条）

## 附 則

### 第1章 趣旨

第1条 この要綱は、建築物の地震に対する安全性に関する町民の意識向上を図るとともに、町民の財産を災害から守ることに寄与するため、町内に存在する住宅の耐震診断の実施に要する費用の一部を、予算の範囲内において補助することについて、海田町補助金等交付規則（平成7年海田町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 木造住宅耐震診断費補助金

#### （定義）

第2条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」に基づいて、木造住宅の地震に対する安全性を評価すること。
- (2) 補助対象建築物 町内に存する木造在来軸組構法又は伝統的構法（主要な柱の径が14センチメートル以上であるものに限る。）により建築された建築物で、次に掲げる要件の全てに該当するもの。
  - ア 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅又は併用住宅（店舗等の用途を兼ねる住宅の場合、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）であること。
  - イ 現に居住の用に供している住宅であること。
  - ウ 地階を除く階数が2以下であること。

- (3) 木造住宅耐震診断資格者 第4条に規定する木造住宅耐震診断資格者として登録を受けている者。
- (4) 補助対象者 補助対象建築物を所有する者又は補助対象建築物に居住する者で、納期限が到来している町税等（住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後

期高齢者医療保険料及び介護保険料をいい、その延滞金を含む。) を滞納していない者。

(補助要件及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が、補助対象建築物について、木造住宅耐震診断資格者に依頼して行う耐震診断のうち、国土交通省社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号）に適合して行われるものとする。

- 2 補助額は、耐震診断に要する経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以内で、かつ、6万円を限度とする。
- 3 この要綱による補助金の交付は、一の補助対象建築物につき1回限りとする。

(木造住宅耐震診断資格者の登録等)

第4条 木造住宅耐震診断資格者として登録を受けようとする者は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第23条第1項に規定する建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）に勤務する者で、別表に定める要件を満たす者とする。

- 2 前項の登録の申請は、海田町木造住宅耐震診断資格者名簿登録申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 建築士法第5条第2項に規定する建築士免許証の写し
- (2) 建築士事務所登録通知書の写し
- (3) 別表に定める要件を証する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

- 3 町長は、前項の申請があったときは、同項各号に掲げる書類を確認し、当該申請者が木造住宅耐震診断資格者として適当と認めたときは、当該申請者を海田町木造住宅耐震診断資格者名簿（別記様式第2号）に登録をするものとする。

- 4 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間とする。

- 5 町長は、前項の規定による登録をしたときは、当該木造住宅耐震診断資格者に対し、海田町木造住宅耐震診断資格者登録通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。

- 6 木造住宅耐震診断資格者は、当該登録に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、海田町木造住宅耐震診断資格者登録事項変更届出書（別記様式第4号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

- 7 木造住宅耐震診断資格者は、この要綱に基づく耐震診断を行う際に、建築士法その他関係法令に基づきその業務を誠実に行うとともに、不当な耐震改修の勧誘をしてはな

らない。

8 木造住宅耐震診断資格者は、耐震診断について必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。

9 町長は、木造住宅耐震診断資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該木造住宅耐震診断資格者の登録を抹消するものとする。

- (1) 登録の辞退の申出があったとき。
- (2) 登録の有効期間が満了したとき。
- (3) 建築士法第2条第1項に規定する建築士でなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により第3項の登録を受けたことが判明したとき。
- (5) その他町長が不適当と認めたとき。

10 町長は、木造住宅耐震診断資格者の登録を抹消したときは、当該抹消した者に対し、海田町木造住宅耐震診断資格者登録抹消通知書（別記様式5号）により、通知するものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、耐震診断を行おうとする前に、海田町木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写しその他町民であること及び現に居住の用に供していることが確認できるもの。
- (2) 当該住宅に係る登記事項証明書その他当該住宅の所有者がわかるもの。
- (3) 当該住宅に係る建築基準法第6条第4項又は同法第6条の2に規定する確認済書の写しその他当該住宅の建築年月日がわかるもの。
- (4) 耐震診断に要する費用の見積書又はその写し。
- (5) その他町長が必要と認める書類。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助の対象となる耐震改修等工事費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでな

いものについては、この限りでない。

(交付決定通知書)

第6条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、海田町木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、海田町木造住宅耐震診断費補助金不交付決定通知書（別記様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

(請書の提出)

第7条 前項第1項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく請書（別記様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(帳簿等の整備)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業について証ひょう書類を整え、及び経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(変更等の承認申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金交付決定後において、規則第10条第1項の規定による計画の変更等の承認を受けようとするときは、遅滞なく海田町木造住宅耐震診断補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、耐震診断が完了したときは、耐震診断が完了した日後40日を経過する日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに海田町木造住宅耐震診断補助事業実績報告書（別記様式第11号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し。
- (2) 耐震診断の実施に関する契約書の写し。
- (3) 耐震診断に要する費用の請求書の写し又は領収書の写し。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、海田町木造住宅耐震診断費補助額確定通知書（別記様式第12号）により当該補助金の交付の決定を受けた者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、海田町木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（別記様式第13号）を町長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

(交付決定の取消等の通知)

第13条 町長は、規則第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、海田町木造住宅耐震診断費補助金交付決定取消（変更）通知書（別記様式第14号）により通知するものとする。

2 町長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、海田町木造住宅耐震診断費補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（別記様式第15号）により通知するものとする。

(返還命令)

第14条 町長は、規則第19条各項の規定により補助金の返還を命ずるときは、海田町木造住宅耐震診断費補助金返還命令書（別記様式第16号）により行うものとする。

(暴力団の排除)

第15条 町長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

第3章 雜則

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。